

仕様書

- 1 件 名 公用車（本署広報1）のリース【長期継続契約】
- 2 目 的 緊急自動車を賃貸借するもの
- 3 台 数 1台
- 4 納入場所 酒田市大町字上割43番地の1 酒田地区広域行政組合消防署
- 5 契約期間 契約の日から令和17年2月28日まで
- 6 賃貸借期間 令和9年3月1日から令和17年2月28日まで（8年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約、酒田地区広域行政組合の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1号に基づく長期継続契約）
- 7 参考品 (1) トヨタ RAV4（SUV）
(2) スバル フォレスタ（SUV）
(3) (1)または(2)の同等品
※いずれも現行最新モデルとする。
- 8 適合法令 車両は、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとする。
(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
(3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

9 車両仕様

項目	内容	
車種	普通自動車	
年間走行距離	6,000km程度	
本体	全長	4,500mm以上5,000mm未満
	全幅	1,800mm以上2,000mm未満
	車高	1,600mm以上2,000mm未満
	最低地上高	190mm以上
	駆動方式	4輪駆動
	燃料	ガソリン
	定員	5人以上
	寒冷地仕様	含む
	ドア数	5ドア
	トランスミッション	ATもしくはCVT

	マッドガード	4箇所（タイヤハウスに取り付け）
	バイザー（車外）	運転席、助手席、後部座席両側
	車体色	朱色（緊急指定を取得できること。）
タイヤ・ホイール等	オールテレーンタイヤ	4本（アルミホイール付）
	スタッドレスタイヤ	4本（アルミホイール付）
	スペアタイヤ	1本（ラジアルタイヤ）
	工具（パンク時応急用）	1式
	停止表示板	1個
安全装備	A B S	含む
	エアバッグ	運転席、助手席
視界	パワーウィンドウ	運転席、助手席、後部座席両側
	バックモニター	含む
室内装備等	集中ドアロック	含む
	フロアマット	全席
	ラゲッジマット	荷室
空調	エアコン	標準装備
E T C 車載器	音声付	
カーナビゲーション	NAV I 機能、TV視聴不可 FM・AMチューナー内蔵	
ドライブレコーダー	前後2カメラ：常時録画、衝撃録画マイクロSDへの常時記録（上書きタイプ）、microSDカード（32G）付 ※シガーソケットからの電源供給不可	
消防章	車両前面グリル内のメーカー銘板を撤去のうえ、架台上に取り付けるものとする。	
ヒッチメンバー	車両後部に、発注者保有のトレーラー（S O R E X 製 P W C N S 及びポート14FWG/B）を牽引するためのトレーラー牽引用ステンレス製ヒッチメンバー（S O R E X 製）を取り付けること。	
文字入れ	車両左右両側に、ヒラギノ角ゴW7の左横書きで白色テープを1字10cm角以上で「酒田地区広域消防」と貼り付けるものとする。	
電装品	赤色警光灯	W H E L E N C V S 1 0 R 1 2 2 0 C M K A J（自在金具）付 防雪カバー付 LED式 発光パターン変化
	電子サイレン	大阪サイレン M a r k - D 2 シリーズ T S K - D 2 5 1 (50W) DC12V
	サイレンアンプ	(1) アンプ部は、運転席及び助手席のどちら側からも操作できるように、センターコンソール又はそ

		の付近に設けるものとする。 (2) 助手席付近には、ハンドマイクのハンガーを設けるものとする。
	作業灯	発注者が指定した位置に作業灯(大阪サイレン 省スペースLEDライト L I A - W) を4個取り付けるものとする。
無線機	<p>無線機(支給品)は、発注者が指定した取り扱い業者と十分協議のうえ、更新対象車両から取り外し、新車両に次により取り付けるものとする。なお、賃貸借契約が満了した場合は、発注者が取り外しを行うものとする。</p> <p>(1) 取り付けに関しては精密機械としての安全の確保に努め、その管理に十分留意して行うものとする。また、取り付けの必要な装置は、人体の接触及び振動等により外れないよう堅固に固定するものとする。さらには車両等に損害を与えないよう十分に注意するものとする。</p> <p>(2) キャブ屋根上部にアンテナを取り付けるものとする。</p> <p>(3) キャブ内後部座席付近に無線機用の室内補助スピーカー(音量調整付き)を取り付けるものとする。</p>	
リース対象費用	諸経費	車両代、付属品代、登録納車費用(緊急自動車指定申請費用含む。)、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償保険、リサイクル料、タイヤ脱着料
	点検費用	継続車検、定期点検(6ヶ月毎)、整備費用
	一般修理(事故等に起因しない修理)	含む
	消耗品	<p>(1) ワイパー、スノーブレード、バッテリー、タイヤ(オールテレーン・スタッドレス)は点検時必要に応じての交換を想定(タイヤについては更新年度の製品に限る。)</p> <p>(2) オイル交換は5,000km毎を想定。点検時以外でも協議により交換することができるものとする。</p>
一般修理(事故等に起因する修理)	業者選定は見積もり合わせ等によりその都度、発注者が決定する。	
任意保険	不要(市有物件共済に発注者で加入)	

10 支払方法

本契約の賃貸借料は毎月払いとし、貸付者は、毎月月末までに当月分の賃借料を請求し、借受者は、請求日より起算して30日以内に支

払うものとする。

11 その他

- (1) 完成車の納入は、自動車及びぎ装各般並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録及び緊急自動車としての指定をうけたうえで納入するものとする。ぎ装及び設計に起因する故障等不具合が生じた場合は受注者が責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に定めのない事項、製作に当たり取り付け装置等の変更を要する場合、そのほか疑義が生じた場合は、発注者の承認を得て工程を進めるものとする。
- (3) 受注者は、先般の半導体等部品不足の影響、その他受注者の都合により賃貸借期間開始日からの賃貸借が困難となった場合は、発注者と協議し、指示を仰ぐものとする。
- (4) 本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降、歳出予算における当該契約金額の減額又は削除された場合は、契約内容を変更又は解除することができるものとする。